

伊達市包括外部監査結果に係る進行管理実施要領

平成 26 年 6 月 2 日市長決裁

1 趣旨

この要領は、「伊達市包括外部監査に係る事務処理要領」に定めるもののほか、包括外部監査結果の対応状況を的確に把握し、適切な進行管理を行うため必要な事項を定めるものとする。

2 進行管理の対象事項

進行管理は、包括外部監査の結果報告で市長、議会、教育委員会その他行政委員会（以下「市長等」という。）になされた指摘事項及び意見に係る事項を対象とする。

3 進行管理の主管及び手順

(1) 主管

進行管理は、総務部職員法制課が担当する。

(2) 措置の依頼

包括外部監査の結果報告により監査委員から市長等に対して措置通知がなされた時は、総務部長は速やかに指摘事項及び意見の対象となった各課に措置を依頼するものとする。

(3) 対応状況の照会

総務部長は、対象となった各課における措置等の対応状況を毎年度 7 月及び 1 月を目処に照会し、報告を求めるものとする。

(4) 監査委員への通知

総務部長は、上記(3)の報告を受けて各課の措置等の対応状況を取りまとめ、監査委員へ通知するものとする。

4 進行管理の対応区分

指摘事項及び意見に係る措置等の対応区分は、次のとおりとする。

(1) 措置済み

指摘事項又は意見について、何らかの具体的な改善等の措置を講じたもの又は何らかの具体的な改善等の措置を講じると決定したもの

(2) 個別改善検討

指摘事項又は意見について、今後、改善策等を整理するにあたり、担当部課の固有の問題として、当該部課において検討を行っていくもの

(3) 全庁改善検討

指摘事項又は意見について、今後、改善策等を整理するにあたり、部課を横断した課題があることから、全庁的にその検討を行っていくもの

(4) 認識相違

指摘事項又は意見について、担当部課では包括外部監査人の認識とは異なり、市として適切な処理であったと認識しているもの。

なお、これに区分されるのは、市の認識や見解の相違が担当部課において十分に整理され、一定の方向性が示されるなど十分な説明責任が果たせるものとし、この場合、原則として更なる対応は不要とする。

(5) 対応困難

指摘事項又は意見について、市としての対応が困難なもの

なお、これに区分されるものは、関係部課において十分な協議が尽くされ、その結論に至るまでの記録等プロセスが明瞭であり、当該結論について決裁処理するなど十分な説明責任が果たせるものとし、この場合、原則として更なる対応は不要とする。

(6) その他

上記(1)から(5)以外のもの

5 措置等の対応状況の報告

(1) 報告書の提出

指摘事項及び意見の対象となった各課長等は、総務部長が指定する日までに別に定める報告書を提出しなければならない。

(2) 過年度分の進捗状況報告

報告書の提出にあたっては、過年度に既に報告済みの事項であっても、次に該当するものは引き続き報告を要するものとする。

ア 新たに又は追加で措置を講じたもの

イ 引き続き、個別改善検討又は全庁改善検討中にあるもの

ウ 上記4に定める対応区分に変更のあったもの

6 対応状況の公表

指摘事項及び意見に係る対応状況は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づく監査委員による措置の公表のほか、総務部職員法制課において別に定める進行管理表を作成し、市のホームページ等で公表する。

7 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が別に定める。